

いなべ市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画(素案)に対する意見

意見	回答
<p>97 ページ「(6)高齢者の権利擁護・虐待防止」に関して、判断応力が不十分な高齢者に対して、その権利擁護に資するために成年後見制度を利用することの必要性や意義については言うまでもありませんが、市長申立てや成年後見人への報酬助成を含むいなべ市成年後見制度利用支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）は、平成18年4月1日に施行されて以来、改正がなされていません。</p> <p>要綱の施行後、家事事件審判法の廃止・家事事件手続法の制定・成年後見制度利用促進法の制定と関連する法規範そのものが改正されているのみならず、介護保険費用の増大や老老介護・一人住まいなど、高齢者を取り巻く環境も15年で大きく変わっております。</p> <p>要綱の内容や運用については、司法書士や社会福祉士などの成年後見制度に関する専門職の意見も聴取しながら、高齢者の権利擁護に資する内容に改正すべきと考えます。</p> <p>計画の中に、上記も加えていただきたいと思います。</p> <p>私は、いなべ市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画(素案)のパブリックコメントの際にも上記を意見し、「各法律を鑑み、また、司法書士をはじめ様々な専門職の方々のご意見をお聞きしながら、いなべ市成年後見制度利用支援事業実施要綱の改正を検討していきます。」という回答をいただきながらも、これまでの間、司法書士または、司法書士会に対し、何らの意見照会も無いことから、裁判実務や成年後見制度の現状を踏まえたうえでの改正が検討されているのか大変危惧しております。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>高齢者人口、高齢者のみ世帯が増加傾向にあり、ますます高齢者の権利擁護が重要となってきます。</p> <p>成年後見制度利用促進法を踏まえ市民の方へ普及啓発と利用促進を進めていきます。</p> <p>要綱改正につきましては、現在一部改正に掛かっており、引き続き対象者を支援していきます。</p>

意見	回答
<p>36 ページに関連して、令和3年4月1日より改正高齢者雇用安定法が施工され、罰則はないものの70歳になるまで就業機会を確保することが企業の努力義務となることから、シルバー人材センターを通じた勤労促進のみならず、いなべ市商工会、いなべ市観光協会などの経済団体に対しても加盟事業者に対し高齢者の就労促進を積極的に働きかけるべきであると思います。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 関係機関等と連携をとり、高齢者雇用の推進を行っていきます。</p>
<p>37 ページに関連して、地域包括支援センターが新市役所に配置され、行政の各課との連携がより一層すすみワンストップサービスが行われつつあることが大変素晴らしいと思っております。</p> <p>もっとも、センター職員の現在の人数では困難なケース相談を多く受ければ受けるほど疲弊していきます。</p> <p>中長期的な視点も必要かと思えますし、専門職の確保は大変とは思いますが、人員を増員し、負担を分散できるようにできることが必要ではないかと思えます。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>住民が抱える課題が複雑化、複合化する中で従来の高齢者・障がい者・子ども・子育て世代・生活困窮者など属性毎に区切られた支援体制では対応が困難となってきました。</p> <p>いなべ市においても包括的な支援体制を構築し、また相談員の負担軽減を図るために重層的支援体制整備事業に取り組んでいきます。</p>
<p>90 ページに関連して、福祉委員会は、共助・互助の新しい型として大きな可能性をもっていると考えます。</p> <p>設置の促進と活動の充実を図るため、いなべ市の広報（Link）にも活動紹介が掲載されると、福祉委員会が設置されていない地区（自治会）の方も活動内容を具体的に知ることができ、より良いのではないかと思います。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>福祉委員会の設置促進は、生活支援体制整備事業の第2層として位置づけ平成29年度から事業を行ってしています。</p> <p>福祉委員会の役割や活動についての紹介は、いなべ市社会福祉協議会の広報紙で令和2年5月より毎回掲載しています。また、自治会長会で福祉委員会の設置のお願いや、フォーラムを開催し啓発を行っています。</p>